

寄

稿

今春4月から、県立図書館と私たち真音楽資料保存協会が連携・協働し、郷土の全時代・全ジャンルの音楽資料の保存に向けた事業がスタートする。ここで大きな問題を投げかけているのが著作権だ。

#

郷土音楽資料 県立図書館に保存

今 雅人



が貴重資料であるという例が多いのである。

この種の複製物はそのまま県立図書館に入れられない。図書館への譲渡・公衆への提示は私的使用ではなくなるからだ。入れるために、作詞

県立図書館に保管されている郷土音楽資料の一部。楽譜、レコード、カセットテープ、ビデオテープなどが並ぶ



複製物著作権の課題

私的使用であれば、楽譜や録音物等の複製は著作権者の許諾を得なくて認められている。そもそも他人に譲渡することを想定していない個人資料をいただいてるわけだから、私的使用を目的とした複製物が多数含まれている。そしてそれら

田以上かかる。

家・作曲家等の著作権者の許諾が必要だ。しかし、郷土の音楽資料の場合、著作権者に連絡がとれないことが珍しくない。

また著作権管理事業者はもとより、これから作られる作品も含めて、それが自分の作品であつて

その場合、過去の作品でのプロモーション利用

ではない限り、たとえそれ

が介在している例もある。音楽家の多くが例える人の著作権を、特に請求申請と使用料規定に基づく使用料の支払いが必要となる。その額は1楽譜につき1万円を超える

という形で預けている。的で使用する場合、無償

保存のために図書館内の資料を複製する行為は、同じ保存目的でも、それが複製物であると図書館に無許諾で持ち込まれる。許諾を得るには、前述の使用料や補償金が求められるが、それが高額であることで、せっかく県立図書館の入り口まで来た貴重な資料が、複製物であるという理由で止めされてしまうのである。

それは事例がこれまでなかったこととも関係している。全時代・全ジャンルの郷土の音楽資料を県立図書館の窓口業務の責任者の方も初めて直面する問題と語っておられた。そこでまずはJASRACと保存協会が話し合いの場を持ち、複製物の問題を検討し解決策を探していこうとした。郷土の音楽資料の保存事業の先例が全国にさきがけたためである。保存のためのルールが未整備なのだ。

それは、文化庁の裁定制度やJASRACの複製使用料等が、一般利用

著作権法は文化発展のために作られたものだ。しかし、同じく文化の発展を目指す県立図書館への保存行為を著作権が邪魔する形になっている。それは、文化庁の裁定制度やJASRACの複製使用料等が、一般利用

問題を検討し解決策を探して本県で作られるといううのは青森県人としても大いに誇りだ。各方面のご理解とご支援をいただきつつ、解決をはかっていくべきだ。

事業者に自身の著作権を製した樂譜等を、他の目譜につき1万円を超える

想定したものであつた。

そこで、図書館への保存と

(県音楽資料保存協会事務局長)